

郡山市告示第 397 号

令和 7 年郡山市赤津財産区議会 9 月定例会において議決された議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条第3項で準用する同法第219条第2項及び第233条第6項の規定に基づき、別添のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 17 日

郡山市赤津財産区管理者  
郡山市長 椎根 健雄

## 令和6年度 郡山市赤津財産区 特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度 郡山市赤津財産区 特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額と の比較
1 財産収入		2,981,000	4,727,538	4,727,538	0	0	1,746,538
	1 財産運用収入	2,979,000	4,639,738	4,639,738	0	0	1,660,738
	2 財産売払収入	2,000	87,800	87,800	0	0	85,800
2 繰越金		62,146,000	62,146,909	62,146,909	0	0	909
	1 繰越金	62,146,000	62,146,909	62,146,909	0	0	909
3 諸収入		64,000	157,372	157,372	0	0	93,372
	1 市預金利子	5,000	97,643	97,643	0	0	92,643
	2 雜入	59,000	59,729	59,729	0	0	729
歳 入 合 計		65,191,000	67,031,819	67,031,819	0	0	1,840,819

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1 議会費		1,302,000	869,000	0	433,000	433,000
	1 議会費	1,302,000	869,000	0	433,000	433,000
2 総務費		115,929	24,600	0	91,329	91,329
	1 総務管理費	115,929	24,600	0	91,329	91,329
3 農林水産業費		1,524,300	748,100	0	776,200	776,200
	1 林業費	1,524,300	748,100	0	776,200	776,200
4 諸支出金		1,356,000	356,000	0	1,000,000	1,000,000
	1 諸費	356,000	356,000	0	0	0
	2 分収造林交付 金	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
5 予備費		60,892,771	0	0	60,892,771	60,892,771
	1 予備費	60,892,771	0	0	60,892,771	60,892,771
歳 出 合 計		65,191,000	1,997,700	0	63,193,300	63,193,300

歳入歳出差引残額 65,034,119 円

令和7年9月25日

郡山市赤津財産区管理者

郡山市長 椎 根 健 雄

## 令和7年度 郡山市赤津財産区 特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 郡山市の赤津財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,115 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,065 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、  
「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月25日提出

郡山市赤津財産区管理者  
郡山市長 椎根健雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		61,919	3,115	65,034
	1 繰越金	61,919	3,115	65,034
歳 入 合 計		64,950	3,115	68,065

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予備費		59,507	3,115	62,622
	1 予備費	59,507	3,115	62,622
歳 出 合 計		64,950	3,115	68,065



令和7年 12月 8日

郡山市赤津財産区管理者  
郡山市長 椎根 健雄 様

郡山市赤津財産区議会  
議長 小山 忠義



### 郡山市赤津財産区議会 9月定例会の結果について（報告）

令和7年9月25日に行われた議会の結果は下記のとおりです。

なお、地方自治法第123条第4項及び第219条第1項の規定により会議録を送付します。

記

- 1 議案第2号 令和6年度郡山市赤津財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第3号 令和7年度郡山市赤津財産区特別会計補正予算（第1号）
- 2 議決結果 原案可決
- 3 議決年月日 令和7年9月25日

## 令和7年郡山市赤津財産区議会9月定例会会議録

日 時 令和7年9月25日（木）午後1時00分  
場 所 湖南行政センター2階会議室

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第2号 令和6年度郡山市赤津財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第3号 令和7年度郡山市赤津財産区特別会計補正予算（第1号）について

### 出席議員

1番 半澤 修 3番 遠藤 清一郎 4番 大山 健一  
5番 柏木 寅三 6番 佐藤 健次 7番 小山 忠義

### 欠席議員

2番 久下 静英

### 会議に参与した者

郡山市公有資産マネジメント課	課長	横堀 孝尚
〃	資産管理係係長	力丸 純一
〃	資産管理係主事	野地 千夏
郡山市湖南行政センター	所長	矢島 敦
〃	副所長	木村 才己
〃	主任主査	赤穂 正法
〃	〃	小椋 敦聰（書記）

開 会 午後2時00分

小山議長 これより、令和7年郡山市赤津財産区議会9月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席者は、2番 久下 静英議員です。

本日の議事は、議事日程第1号により運営いたします。

日程第1に従い、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、議長において、

遠藤 清一郎議員、大山 健一議員を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、地方自治法第 121 条の規定により市の関係職員の出席を求めております。

日程第 2 に従い、会期の決定を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なしの声)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日間と決定いたします。

日程第 3 により、提案理由の説明を求めます。

**横堀課長** 本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。令和 7 年郡山市赤津財産区 9 月定例会の開会にあたり、市長が出席できませんので、私、公有資産マネジメント課長の横堀 孝尚でございますが、市長に代わり本日の提出議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第 2 号 令和 6 年度郡山市赤津財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。令和 6 年度の決算が会計管理者から提出されましたので、郡山市監査委員の審査に付し、同委員の意見を付けて認定をお願いするものであります。

次に議案第 3 号 令和 7 年度郡山市赤津財産区特別会計補正予算についてでございますが、令和 6 年度歳入歳出決算において繰越金の額が確定したことによる補正でございます。

詳細につきましては、担当職員から後程御説明いたしますので、よろしく御審議のうえ御承認いただきますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。どうぞよろしくお願い致します。

**小山議長** 日程第 4 により、議案第 2 号 令和 6 年度郡山市赤津財産区特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

内容についての詳しい説明を求めます。

**野地主事** それでは、議案第 2 号 令和 6 年度郡山市赤津財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

(議案第 2 号について提出議案書及び資料により詳細に説明。)

**小山議長** 本案についての意見を求めます。

何かないですか。それでは私から 1 頁の立木売払収入 87,800 円というのはどこだったのですか。

**野地主事** 財産売払収入という名前で書いているのですけど、内容としましては立木補償になりますのでジェイウインドに係るものです。

小山議長 それでは本案について御異議ございませんか。  
(全員異議なしの声)  
御異議なしと認めます。  
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。  
日程第5により、議案第3号 令和7年度郡山市赤津財産区特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。  
内容についての詳しい説明を求めます。

野地主事 議案第3号 令和7年度郡山市赤津財産区特別会計補正予算第1号について御説明いたします。  
(議案第3号について提出議案書により説明。)

小山議長 本案についての意見を求めます。  
御異議ございませんか。  
(全員異議なしの声)  
御異議なしと認めます。  
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。  
以上で本定例会の日程は、全て終了いたしました。  
これをもって閉会いたします。

閉 会 午後1時16分

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和7年9月25日

郡山市赤津財産区議会

議長 小山 忠義

議員 遠藤 清一郎

議員 大山 健一